

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年十二月奈良県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「公務又は通勤により生じた」を「公務上の災害又は通勤による災害」に改める。

第七条の二第二号中「収容されている場合」の下に「同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

第四号様式の注4中「~~収容命令~~」を「~~収容手続書~~」に改める。

第十四号様式の別記の4中「~~譲り渡し、又は株式会社日本政策金融公庫若しくは半信託運用開発金融公庫に担保を提供する場合を除き~~」を「~~譲り渡したり~~」に改め、同様式の別記の6中「~~譲り渡し~~」を「~~託付~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。